

リタイアメント・インカム プラス（豪ドル建）

豪ドル建年金支払型積立保険（積立利率市場連動期間付）

積立利率について

第2保険期間中の積立利率は、積立金（将来の年金、死亡一時金および保険金をお支払いするために、保険料を積み立てた部分）に付利する利率のことをいい、所定の期間における指標金利*の平均値に最大0.5%を増減させた範囲内でジブラルタ生命が定めた利率から、保険契約の維持に必要な費用として維持費率を差引いた利率となります。

*積立利率の計算の基礎となるもので、積立利率適用期間に応じてつぎのとおりです。

積立利率適用期間	指標金利
1年	残存期間 1年のオーストラリア国債の流通利回り
2年	残存期間 2年のオーストラリア国債の流通利回り
3年	残存期間 3年のオーストラリア国債の流通利回り
4年	残存期間 4年のオーストラリア国債の流通利回り
5年	残存期間 5年のオーストラリア国債の流通利回り
6年	残存期間 6年のオーストラリア国債の流通利回り
7年	残存期間 7年のオーストラリア国債の流通利回り
8年	残存期間 8年のオーストラリア国債の流通利回り
9年	残存期間 9年のオーストラリア国債の流通利回り
10年	残存期間 10年のオーストラリア国債の流通利回り

- ・オーストラリア国債の流通利回りは、流通市場でオーストラリア国債を購入して、満期まで保有した場合の利回りを表します。ジブラルタ生命では、ジブラルタ生命が指定する機関が提供する、オーストラリア国債の流通利回りの値を用いています。
- ・積立利率は、年0.05%が最低保証されます。

ご不明な点はジブラルタ生命コールセンターへお問い合わせください。

この商品には為替リスクやご契約にかかる費用などのご注意いただきたい事項があります。
詳しくは、次ページ以降をご確認ください。

為替リスクについて

この保険は豪ドル建であり、円貨で払込まれ、または円貨で受取る場合、為替相場の変動により受取時の為替相場で円に換算した年金受取総額・保険金額・解約返戻金額等が、保険料払込時の為替相場で円に換算した既払込保険料総額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

- この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 円入金用の為替レートと円支払用の為替レートには為替交換手数料が含まれております。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

ご契約にかかる費用について

- 保険料より控除される費用
お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金などで運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用
【保険料等を円で入金する場合の費用】
 - ・円入金用の為替レートには為替交換手数料（0.5円*/1豪ドル）を含みます。【年金・保険金・解約返戻金等を円でお受取りいただく場合の費用】
 - ・円支払用の為替レートには為替交換手数料（0.03円*/1豪ドル）を含みます。【年金・保険金・解約返戻金等を豪ドルでお受取りいただく場合の費用】
 - ・お取扱いの金融機関により諸手数料が必要な場合があります。（金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載することができません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。）
 - ・豪ドルでのお受取りにかかる手数料（ジブラルタ生命から契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料）がお受取額から差引かれることがあります。（送金先金融機関により手数料は異なるため、一律に記載することができません。お受取時に取扱金融機関にご確認ください。）
- 年金支払期間中に年金で受取る場合にご負担いただく費用
年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%*1を年金支払日の積立金より控除します。
- 解約（減額）の際にご負担いただく費用
契約日から経過10年未満で解約（減額）された場合、解約日（減額日）の積立金額から、経過年数に応じた所定の金額（解約控除*2）を控除した金額が解約返戻金額となります。
- 第2保険期間中の積立利率について
第2保険期間中の積立利率は、保険関係費用（保険契約の維持に必要な維持費率）を差引いた利率となります。

*1 2023年10月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

*2 解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方法（回数）・基本年金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができませんのでご了承ください。

解約返戻金について

年金開始日前（第1保険期間中および第2保険期間中）であれば、保険契約の解約または基本年金額の減額をすることができます。

- 第1保険期間中、契約日から経過10年未満で解約または基本年金額の減額をされた場合は、解約控除がかかります。
- 第2保険期間中に解約または基本年金額の減額をされた場合、この保険は運用資産（債券など）の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります。
※解約時の積立利率+0.3%が適用されている積立利率と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少します。
- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金は、多くの場合、既払込保険料総額よりも少ない金額になります。
- 減額後の基本年金額は、ジブラルタ生命所定の金額以上であることが必要です。

【第2保険期間中の解約返戻金の計算方法】

- ①解約（減額）日が第2保険期間開始日または積立利率計算基準日の場合
解約返戻金額＝積立金額
- ②解約（減額）日が第2保険期間開始日以外の日および積立利率計算基準日以外の日の場合
解約返戻金額＝解約（減額）日の積立金額×（1－市場価格調整率）

※市場価格調整率とは

運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるもので、経過年月数や金利により変動します。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約日(減額日)に計算される積立利率} + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$